

生駒市条例第16号

生駒市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年4月28日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市国民健康保険条例の一部を改正する条例

生駒市国民健康保険条例（昭和34年3月生駒市条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第1項を附則第1条とする。

附則第2項を削る。

附則第3項を附則第2条とし、附則に次の2条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第3条 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等（賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。）をいう。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき、又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができない期間（労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過する日までの期間を除く。）のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除して得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10

円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する額(その額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する額を超えるときは、その額とする。

- 3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

第4条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部の支払を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その支払を受けることができる給与等の額が傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の生駒市国民健康保険条例附則第3条及び第4条の規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から同年9月30日以後の規則で定める日までの間にある場合について適用する。